

老発 0119 第 2 号
令和 6 年 1 月 19 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

第 9 期介護保険事業計画の作成に併せた
老人福祉計画の見直しについて

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づき、市町村は市町村老人福祉計画を、法第 20 条の 9 第 1 項の規定に基づき、都道府県は都道府県老人福祉計画を定めることとされている。

また、法第 20 条の 8 第 7 項の規定に基づき、市町村老人福祉計画は市町村介護保険事業計画（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下同じ。）と、法第 20 条の 9 第 5 項の規定に基づき、都道府県老人福祉計画は都道府県介護保険事業支援計画（介護保険法第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。）と、それぞれ一体のものとして作成されなければならないものとされている。なお、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画（以下「介護保険事業（支援）計画」という。）の記載事項の見直しと同様に、老人福祉計画においても老人福祉事業に係る人材の確保及び資質の向上並びに老人福祉事業の業務の効率化及び質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めるよう努めるものとされたことに留意されたい。

介護保険事業（支援）計画が即すべき事項を規定した基本指針（介護保険法第 116 条第 1 項に規定する基本指針をいう。以下同じ。）については、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 9 期介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件」（令和 6 年厚生労働省告示第 18 号）により改められたところである。

これを踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする市町村老人福祉計画及び都道府県老人福祉計画を見直すに当たり参酌すべき標準等を本通知でお示しするので、各都道府県においては基本指針及び本通知を参考とすることとし、市町村

にもその旨周知されるようにご配慮願いたい。

なお、本通知の発出に伴い、「第8期介護保険事業計画の作成に併せた老人福祉計画の見直しについて」は廃止する。

記

1 基本指針との関係

市町村老人福祉計画及び都道府県老人福祉計画は、法に規定されているとおり、基本指針に即して定められる介護保険事業（支援）計画と一体のものとして作成されるものであることから、介護保険法に規定されている事項については基本指針を参考として策定すること。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けた基盤の整備

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築に努めることが重要である。

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉及び生活困窮者支援等の制度及び分野の枠、「支える側」及び「支えられる側」という従来を超えて、人と人及び人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。以下同じ。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであるとともに、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向である。

このため、都道府県及び市町村は、地域の実情を踏まえ、高齢者等が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域のニーズを踏まえ、既存の施設やサービス基盤を組み合わせつつ、生活に困難を抱えた高齢者等に対し、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図る等、地域における継続的な支援体制を計画的に整備していくことが重要である。

3 地域共生社会に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの整備・運営

（1）共通事項

今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題である。特に居宅での生活が困難な低所得の老人等に対する受け皿として、措置施設である養護老人ホーム及び無料又は低額な料金で老人を入所させる軽費老人ホームが、居住及び生活の支援の機能を果たすことが求められる。

さらに、今後、養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、これらの施設が有する専門的支援機能を強化し、入所者はもとより地域で暮らす老人等も対象として社会生活上の課題解決を支援するとともに、関係者との強力な連携のもとで地域福祉を推進していくことが期待されることから、都道府県又は市町村の実情に応じて、各施設サービス量の見込みを定める必要がある。

その際は、法第 20 条の 8 第 6 項の規定に基づき、市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、サービス量を見込むよう留意する必要がある。

また、運営費については一般財源化されており、各施設がその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による継続的な支援が不可欠であることから、適時適切な財政支援を行うよう留意されたい。

(2) 養護老人ホーム

養護老人ホームについては、①入所者の自立支援及び社会参加を促進し、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送ることが可能な者に対する環境調整を行うこと、②地域で生活を送る老人等の社会生活上の課題を解決するため、アウトリーチを積極的に実施し、必要な支援を行うこと、③地域に戻って自立した生活を送ることが困難な入所者に対する質の高い個別的及び継続的な伴走型の支援を提供すること等が期待されるところである。

また、高齢化の進展に伴い、生活困窮及び社会的孤立の問題等が顕在化しており、今後、介護ニーズ以外の面で生活の問題を抱える老人が増加することが見込まれる中で、養護老人ホーム以外の施策では十分な対応が難しい老人も増加することが見込まれるところ、養護老人ホームの果たすべき役割は重要性を増していることから、必要な定員を確保する必要がある。

なお、養護老人ホームについては、一定の要件の下、居住に困難を抱える高齢者等の契約入所を認める取扱いを行っているところであり、柔軟な取扱いを促進することが考えられる。

(3) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームについては、法制定時から存続するA型に続き、B型及びケアハウスが制度化され、職員配置及び居室等の基準が異なる三類型が併存してきたところであるが、平成20年にこれら三類型はケアハウスに統一されている。このため、既存のA型及びB型（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条において経過的軽費老人ホームとして規定。）については、建て替えの機会等に円滑にケアハウスに移行していくことが必要である。また、養護老人ホームの入所者が地域に戻って生活する受け皿を確保する上で、小規模なケアハウスが整備されることも必要である。

さらに、日常生活及び介護に不安を抱く低所得の高齢単身世帯等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、住宅及び生活支援サービス等が組み合わされた形での支援が必要となっており、地域ニーズにあった柔軟な支援機能の確保の観点からも軽費老人ホームの担う役割が重要となってくることから、必要な定員を確保する必要がある。

4 介護保険事業の対象外のサービスに係る事業

老人福祉計画においては、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び在宅介護支援センターについて、別紙の参酌すべき標準を参考に、事業量の目標を盛り込む必要がある。

5 計画期間等

第9期介護保険事業（支援）計画と一体のものとして作成される必要があることから、計画期間は第9期介護保険事業（支援）計画と同一とし、令和6年度からの3年間の計画とすることが適当である。したがって、見直しは、令和5年度中に終える必要がある。

なお、市町村老人福祉計画は市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画をいう。以下同じ。）と、都道府県老人福祉計画は都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。）と調和が保たれたものとし、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画は、地域における高齢者、障害者、児童及びその他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置付けられていることに留意すること。

6 広域連合又は一部事務組合の構成市町村が老人福祉計画を作成する際の留意事項

広域連合又は一部事務組合を構成する市町村が市町村ごとに老人福祉計画を作成する場合、老人福祉計画における介護保険事業に位置付けのある事項については、その所属する広域連合又は一部事務組合が作成する介護保険事業計画との一体性が保たれたものとする必要がある。

7 留意事項

(1) 市町村は市町村老人福祉計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に、都道府県は都道府県老人福祉計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、公表については、介護保険事業（支援）計画と同様に取り扱うこととする。

(2) 老人福祉計画は、その実施状況を毎年点検し、評価することとする。

また、介護保険事業（支援）計画の見直しと併せ、3年ごとに老人福祉計画の見直しを行う。

別紙

介護保険対象外のサービスに係る目標を定めるに当たって参酌すべき標準（老人福祉法第20条の8第5項の規定に基づく参酌すべき標準）

（1）養護老人ホーム

各地域において環境上の理由（入所措置基準によるもの）及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を把握し、適当な量を見込む。

（2）軽費老人ホーム及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

軽費老人ホームの設置数については、経過的軽費老人ホーム（A型及びB型）からの移行、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設からの退所者数を把握するとともに、必要な利用者数を踏まえ、適当な量を見込む。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）については、生活支援の必要な者を把握し、適当な量を見込む。

（3）老人福祉センター

現状程度の設置数とすることを標準とする。

（4）在宅介護支援センター

地域包括支援センターの設置状況等も踏まえ、地域包括支援センターのブランチ及びサブセンターとしての積極的な活用を図ることを前提として必要な量を見込む。